

番号	1.(1)
項目	<p><u>通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず全ての障害児・者職場で働く全職員がPCR検査を受けられる体制を大阪市として作ること。また、施設等の消毒費用などを補助できる制度を確立すること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができるよう、大阪府が指定する市内1,000か所を超える「診療・検査医療機関」において実施しています。</p> <p>また、大阪府では、重症化リスクのある方等の受診機会の確保等を目的として本年9月から、受診の必要性が低く、症状の軽い方が速やかにセルフ検査できるよう「大阪府検査キット配布センター」を設置し医療用の抗原定性検査キットを無償配布しております。</p> <p>加えて、感染拡大傾向時には、大阪府に「新型コロナ検査実施事業者」として登録された薬局、自費検査提供機関等で無症状者等を対象とする無料検査を受けることが可能です。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象に、定期的なPCR検査を実施しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しており、いずれも公費負担により実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、検査体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	1.(2)
項目	<p><u>希望する社会福祉施設・事業所の従事者が早急に新型コロナワクチンを接種できるよう、大阪市として対策を講じること。なお、市外在住の従事者も対象とし、感染者等の対応を条件としないこと。また、接種日及び副反応に対する特別休暇制度を設けられる助成金等を市として措置することで、安心して受けられるよう行政責任でワクチン接種を推進すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の方を対象に、最終接種日から3か月以上の間隔をおいてオミクロン株対応ワクチンを1回接種するとされていることから、本市においては、市民の皆様がスムーズに接種を受けられるよう必要な接種体制の構築に努めており、約1,700の個別医療機関に加え、現在2か所の集団接種会場(扇町プール、やすらぎ天空館)において接種を行っております。</p> <p>「やすらぎ天空館」においては、仕事などの都合により、予定が立ちにくい方も接種いただけるよう、令和5年1月18日から2月20日までの間、土曜日を除いた一部の時間帯に16歳以上の方を対象とした予約なしでの接種を実施しております。</p> <p>また、令和4年11月28日から12月25日までの間、「オスカードリーム」において、大阪市内の企業及び大学等を対象とした団体接種を実施し、当該団体接種の場合に限り、市外在住の方も接種できるよう、接種機会の確保に努めました。</p> <p>引き続き国の動向を注視し、必要なワクチンや接種体制の確保に努め、接種を希望する市民の皆様が円滑に接種できるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p> <p>(令和5年1月18日時点)</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	1(3)
項目	<p>緊急事態宣言やその後の感染拡大に伴い、通所施設や短期入所を閉めたり、感染が心配で利用者がサービスを利用しない等により、大幅な減収が予想される事業所に対し、大阪市として補助すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合や、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染のおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合の取扱いにつきましては、国の通知(新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて)に基づき、柔軟に対応しているところです。</p> <p>また、令和3年度同様、国事業の活用により「障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施することとしており、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象とし、事業継続に必要な人員確保のための経費等を補助することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	1(4)
項目	<p>災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>近年、各地で地震や水害等の自然災害が発生しており、障がい児者入所施設を含め、社会福祉施設等においては、平時からの入所者の安全確保にかかる備えや取組みが重要です。</p> <p>また、感染症についても、現在も世界的な流行が続く新型コロナウイルス感染症をはじめとして、感染症への対策とサービス提供の継続について、各事業者の皆様には多大なるご尽力をいただいているところです。</p> <p>万が一、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、事業者のみなさまにはあらかじめ業務継続計画(BCP)の作成をお願いしております。</p> <p>このほか、災害時等に配慮を要する方が入所する障がい児者施設や高齢者施設等の社会福祉施設においては、水防法に基づき避難確保計画の作成と訓練の実施が義務付けられており、日ごろからの備えや課題の把握等に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。</p> <p>なお、本市においては、大阪市行政オンラインシステムを活用し、万が一災害が発生し施設等が被災された場合に、被災状況を伝達いただくことで、各施設等の被災状況や支援の必要性等について速やかに把握できるよう努めておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	1(5)
項目	<p>障害児者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい者支援施設及び障がい児入所施設を含め、ほぼすべての障がい福祉サービス等事業においては、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善の取り組みを進めるための福祉・介護職員処遇改善加算がありますが、平成31年の報酬改定では、経験・技能のある職員に重点化を図る特定処遇改善加算の創設、令和3年度報酬改定ではそれぞれの加算率が増額されてきた経過があります。加えて、令和4年2月から9月までは政府における「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として福祉介護職員臨時特例交付金による支援が実施され、令和4年10月からは報酬改定において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。</p> <p>本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従事者の処遇改善、人材確保に向けて国に対し働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	1(6)
項目	<p>コロナ禍での支援を継続するために発生した感染症対策について、緊急包括支援事業のかかり増し経費の対象範囲を拡大するよう国に要望すること。また、当面の間、すべての障害児者福祉事業における感染症対策に要した費用に対し、大阪市として何らかの補助を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>コロナ禍での支援を継続するために発生した感染症対策については、令和3年度同様、国の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する継続支援事業」等を活用することで、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象とし、事業継続に必要な人員確保のための経費等を補助することとしております。</p> <p>一方、令和2年度に都道府県において実施された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害福祉サービス等分)」については、令和3年度同様一部の事業を除き実施の予定がないと聞き及んでいるところですが、障がい福祉サービス等事業所が、感染機会を減らしつつ、必要な障がい福祉サービスを継続して提供するための支援の必要性については、改めて国及び府に対して積極的な働きかけを行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	1(7)
項目	<p>障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設、及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	1(7)
項目	18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設に引き続き入所する18歳以上の入所者(いわゆる年齢超過者)の移行については、国においても令和3年度に障がい児入所施設の新たな地域移行の枠組みが検討され、新たな移行調整の枠組みが示されたことと合わせて、経過措置適用期間の最終的な期限が令和6年3月末日までとされたところです。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本市では特に年齢超過者が多い障がい児入所施設に対して移行促進のためのコーディネーターを令和2年度から継続して配置し、引き続き年齢超過者の移行支援に取り組んでいます。</p> <p>また、移行の受け皿となり得る共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要な調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。</p> <p>このほか、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定により、退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件が見直されたほか、入所児童等の移行支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置することを評価するソーシャルワーカー配置加算が新設されたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	1(7)
項目	<p>看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても専門職員配置のための予算措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護師や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員加配加算() ()や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。</p> <p>また、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、看護職員加配加算()について、医療的ケアを必要とする児童の実態に応じた算定要件に見直されています。</p> <p>本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	1(7)
項目	<p>入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。</p> <p>一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。</p> <p>本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬等について国に対し要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	1(7)
項目	<p>小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>小規模グループケア加算については、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、障がい児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、従来の算定要件に加えて、建物自体が本体施設から分離した場所で小規模な生活単位を設けて支援を行うサテライト型による算定要件が新設され、従来の算定要件を満たす場合の基本報酬に加えてさらに報酬が算定できるものとされたところです。</p> <p>一方で、様々な障がい特性や個別の支援目標に応じた支援を、小規模のユニットやサテライト型住居において行うことから、十分な職員体制も不可欠となっております。</p> <p>本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	1(7)
項目	<p>クラスターが発生した際の補助金について、来年度も継続し、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>クラスターが発生した際の補助金につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する継続支援事業」を活用し、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象として、事業継続に必要な人員確保のための経費等を補助してきたところです。</p> <p>また、本補助事業ではサービス種別ごとに基準額が設定されておりますが、クラスターが発生した際には、必要経費が基準額を超える場合であっても、必要に応じて国に対して個別協議を行ったうえで補助を実施するなど、可能な限りの支援に努めてきたところです。</p> <p>令和5年度におきましても、国の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する継続支援事業」を活用し、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象として、かかり増し経費の補助を実施することとしておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>

番号	1(8)
項目	<p>自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等1対1で行っているものが多い。訓練を効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。</p>
<p>（回答）</p> <p>自立訓練事業・就労移行支援事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。</p> <p>本市としましては、自立訓練事業や就労移行支援事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話 06-6208-8245

番号	1.(9)
項目	<p>公募型プロポーザル方式になじまない早川福祉会館点字図書室の委託方式を、単独随意契約方式とすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。</p> <p>地方自治法においては、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることから、本市におきましても、一般競争入札によることを原則とし、適正な履行の確保を図りつつ、経済性の観点から最も低い金額で契約するとともに、契約の相手方を広く募り公平に選定することとしており、あわせて、競争性の向上と透明性、公正性の確保が求められているところです。</p> <p>当該事業につきましては、専門性や市民への適切な対応が求められることから、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、提案内容を重視した事業者選定が可能となる公募型プロポーザル契約を実施することとしてきました。</p> <p>業務の専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引継ぎ期間を設けるよう慎重に条件設定を行ってまいりますとともに、契約方法についても検討してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072</p>

番号	1.(10)
項目	<p>全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しております。</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、現在、複数の区役所において、窓口案内業務のなかで、手話通訳者を配置しているところです。</p> <p>引き続き、区役所への手話通訳者の配置など手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208 8081</p>

番号	2(1)
項目	事業や職種にかかわらず、社協現場で働く全職員が PCR 検査を定期的に受けることができる体制を作ること。
<p>(回答)</p> <p>福祉現場で働いておられる方に対する PCR 検査は、従事される事業により定期的を実施しているところであり、その範囲をさらに拡充して検査を実施することについては、各々の福祉職場において検討されるべき事項であると考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	2(2)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、コロナ禍や災害においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配などを行い、コロナ禍で休止している地域活動が安全に速やかに再開できるよう、地域を支えられる正規職員を増員すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市と大阪市社会福祉協議会においては、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っており、また、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して防災訓練を行うなどしており、災害等への対応のため相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。</p> <p>しかしながら、コロナ禍や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。</p> <p>本市と社会福祉協議会が連携・協働して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	2(3)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>本市では、介護保険法に基づく地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業について、広く募集を行ったうえで委託先の選定を行い、その実施を委託しています。</p> <p>地方公共団体が契約をする場合は、原則として会計年度を越えることができないところ、特定の契約を締結する場合は、長期継続契約とすることができることとされており、本市においても、業務委託契約については3年程度の契約期間とする方針により、必要に応じて長期継続契約を締結しているところです。</p> <p>包括的支援事業の実施の委託にあたっては、長期継続的に事業の実施を委託することで効果的かつ安定的に事業が実施できるように、長期継続契約として6年間の契約期間で業務委託契約を締結しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	2 .(3)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>老人福祉センター</p> <p>老人福祉センターにつきましては、多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用することで住民サービスの向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。老人福祉センターの指定管理者の募集にあたっては、本市の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、指定期間を5年として募集し、事業計画や提案金額等を総合的に考慮して選定を行っております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課(いきがい) 電話：06-6208-8054

番号	2(3)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>要介護・障がい支援区分認定調査業務</p> <p>要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)にて、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することができる法人を選定し、業務委託契約を締結しています。また、円滑な認定調査を実施できるよう、次期契約に向けて契約方法を検討してまいります。</p> <p>今後とも委託先と十分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局高齢者施策部介護保険課(認定グループ) 電話:06-4392-1727</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課(認定グループ) 電話:06-4392-1730</p>

番号	2(3)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の指定管理業務における事業者選定は、客観的な観点で公正公平に選定するため、選定委員会を開催することとされており、大阪市社会福祉研修・情報センターについても、公募の上、業務内容の専門性や求められる知識及び技術等を評価するため選定委員会を開催して選定し、令和2年4月1日から5か年を指定期間として、大阪市社会福祉協議会を指定管理者に指定しております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7958

番号	2.(3)
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。</p> <p>令和4年度からは、当該業務委託にかかる予算について拡充を図り、令和6年度までの長期契約を行いました。</p> <p>今後とも様々な課題を抱えた生活困窮者の円滑かつ適正な相談支援業務が出来るよう、委託先と十分に連携してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 自立支援課(生活困窮者自立支援グループ)</p> <p>電話:06-6208-7959</p>

番号	2(4)
項目	<p>コミュニティソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。調査員のCSW転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を98名配置し、実施しております。</p> <p>また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組みを進めております。</p> <p>今後も事業内容や各区における取組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954</p>

番号	2(5)
項目	<p>要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>要介護認定・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。</p> <p>要介護認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、令和3年度に実施した、マーケットサウンディング(市場調査)の意見を踏まえ、令和4・5・6年度の3年間の長期継続契約とし、令和3年度までの調査実施件数に連動して業務委託料が確定する契約から、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直し、想定より件数が下回った場合に連動して業務委託料が減少するリスクの低減を図ったところです。</p> <p>障がい支援区分認定調査業務にかかる委託契約の条件等につきましては、令和4年度は、増加している障がい福祉サービス利用者への対応に向けて、円滑に障がい支援区分認定調査が実施できるように調査体制等について検討する必要があったことから、契約期間は1年間としましたが、業務委託料は、要介護認定調査業務と同様、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直しました。令和5・6年度の調査業務委託契約においては、より安定的な事業運営には、より多くの調査主体により調査を実施する体制が必要であると考え、新たな事業者の参入がしやすくなるよう、市内を24区に分けて募集を行ったところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課(認定グループ) 電話:06-4392-1727</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課(認定グループ) 電話:06-4392-1730</p>

番号	2(6)
項目	<p>日常生活支援事業(あんしんさぼーと事業)は、独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性もふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと事業)につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。</p> <p>平成26年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。</p> <p>しかしながら、平成27年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者1人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。平成31年度には、平成30年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課(相談支援) 電話:06-6208-7974

番号	2(7)
項目	<p>生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。</p> <p>2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。</p> <p>また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCAサイクルに沿って進めているところです。</p> <p>なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060